

第8章 事故災害対策計画

- 第1節 航空災害対策計画
- 第2節 鉄道災害対策計画
- 第3節 道路災害対策計画
- 第4節 危険物等災害対策計画
- 第5節 大規模な火事災害対策計画
- 第6節 林野火災対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、トンネルや橋梁など道路構造の大規模化等が進展している。

このような社会構造の変化により、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害（事故災害）についての防災対策の一層の充実強化を図るため、それぞれの事故災害について次のとおり予防及び応急対策を定める。

第1節 航空災害対策計画

この計画では、市の区域内において航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「航空災害」という。）時における早期の初動体制の確立、航空災害の拡大の防止や被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策について定める。

1 災害予防の実施

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、航空災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施する。

(1) 東京航空局空港事務所、空港管理事務所

- ① 航空運送事業者には航空交通の安全確保に関する情報を適時・適切に提供し、航空災害を未然に防止するため必要な措置をとる。
- ② 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図る。
- ③ 災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努める。
- ④ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。
- ⑤ 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行うなど、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。
- ⑥ 災害時の救急・救助、救護、消防活動に備え、資機材などの整備促進に努める。
- ⑦ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携などについて徹底を図るとともに、体制の改善など必要な措置を講ずるものとする。

(2) 航空運送事業者

- ① 航空交通の安全に関する各種情報を事故予防のために活用し、航空災害を未然に防止するための必要な措置を講ずる。
- ② 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成など災害応急体制を整備するものとする。
- ③ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携などについて徹底を図るとともに、体制の改善など必要な措置を講ずる。

2 災害応急対策

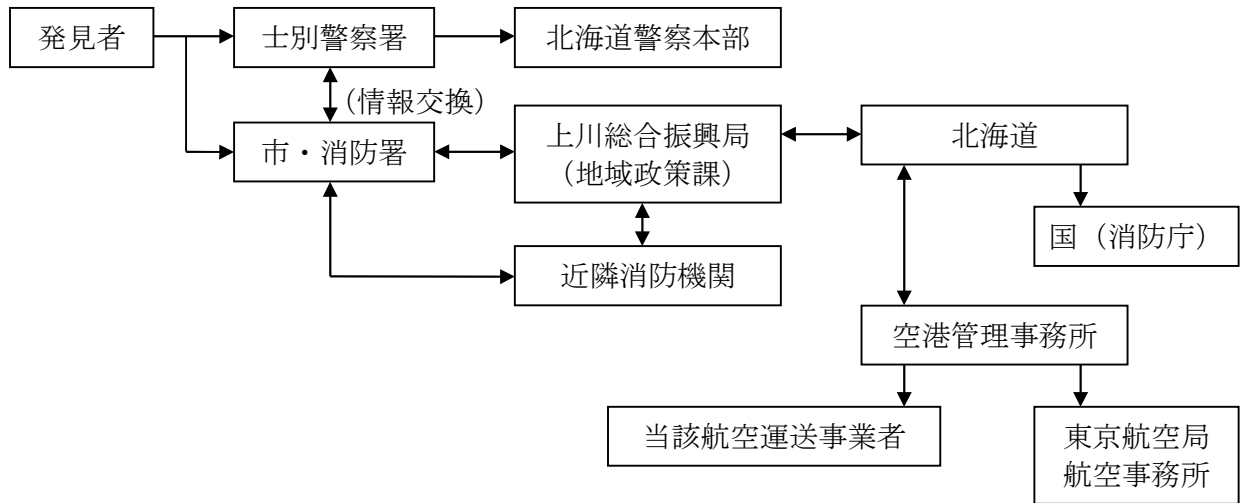
航空災害時の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

(1) 情報通信

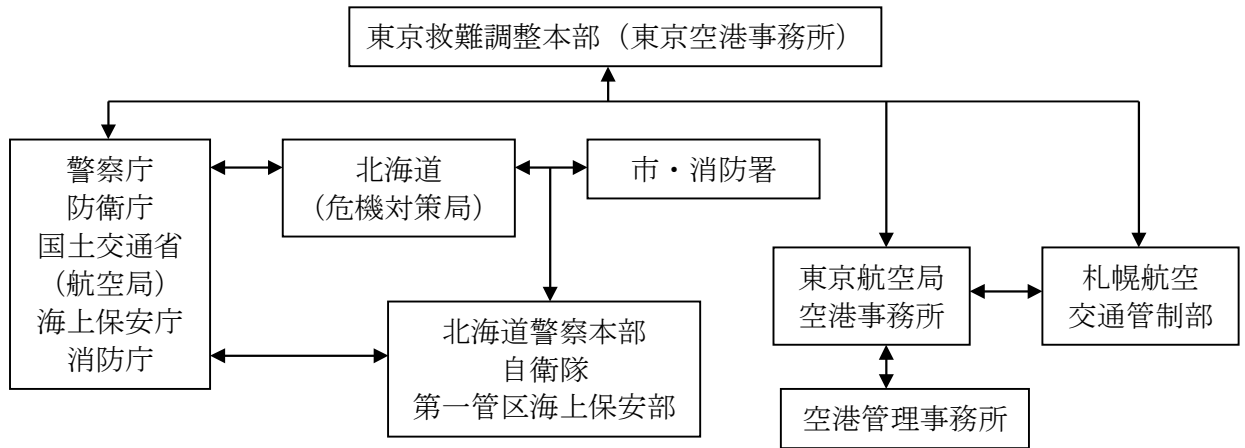
航空災害時がの情報の収集及び通信等は、次のとおりとする。

- ① 情報通信連絡系統
航空災害時の連絡系統は、次のとおりとする。

- ・発生地点が明確な場合



- ・発生地点が不明な場合（航空機の搜索活動）



② 市及び関係機関の実施事項

- ・災害発生時に、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- ・災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ・相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整などを行う。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に行う広報は、第6章第3節「災害広報計画」(P75)の定めるところによるほか、次により実施する。

① 災害広報の実施機関

東京航空局空港事務所、空港管理事務所、航空運送事業者、市(消防署)、北海道、北海道警察、第一管区海上保安本部

② 災害広報の実施

- ・被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせ等などに対応する体制を整え、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ・航空災害の状況
- ・旅客及び乗務員等の安否情報
- ・医療機関等の情報
- ・関係機関の災害応急対策に関する情報
- ・その他必要な事項
- ・旅客及び地域住民等への広報

報道機関を通じ、又は広報車の利用などの方法により、次の事項について広報を実施する。

 - ・航空災害の状況

- ・旅客及び乗務員等の安否情報
- ・医療機関等の情報
- ・関係機関の災害応急対策に関する情報
- ・航空輸送復旧の見通し
- ・避難の必要性など地域に与える影響
- ・その他必要な事項

(3) 応急活動体制

市長は、航空災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(4) 搜索活動

航空機の搜索活動は、東京救難調整本部を通じて、各関係機関が相互に密接に協力の上、それぞれヘリコプターなど多様な手段を活用して行う。

(5) 救助救出活動

救助救出活動については、第6章第6節「救助救出計画」(P83)の定めるところによる。

(6) 医療救護活動

医療救護活動については、第6章第16節「医療救護計画」(P92)の定めるところによる。

(7) 消防活動

① 士別消防署は、第3章第10節「消防計画」(P46)に基づき速やかに航空災害による火災の発生状況を把握し、化学消防車、化学消火薬剤などによる消防活動を迅速に実施する。

② 士別消防署の職員は、航空災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

(8) 行方不明者の搜索及び死体の収容等

行方不明者の搜索及び死体の収容等については、第6章第23節「行方不明者の搜索及び死体の収容処理埋葬計画」(P101)の定めるところによる。

(9) 交通規制

士別警察署など各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第6章第8節「交通応急対策計画」(P84)の定めるところにより必要な交通規制を実施する。

(10) 防疫及び廃棄物等処理

災害に係る航空機が国際線の航空機である場合は、空港検疫所などと密接な連携を図り、第6章第17節「防疫計画」(P93)の定めるところにより的確な応急防疫対策を実施する。

廃棄物等処理については、第6章第18節「廃棄物等処理計画」(P95)の定めるところによる。

(11) 自衛隊派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害情報などから判断し、必要がある場合には、第6章第29節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」(P108)の定めるところにより、北海道知事(上川総合振興局長)に対して自衛隊の災害派遣要請を要求する。

(12) 広域応援

市長は、災害の規模により、単独では十分な災害対策を実施することができない場合は、第6章第30節「広域応援計画」(P110)の定めるところにより、北海道及び他の市町村などに対して応援を要請する。

第2節 鉄道災害対策計画

この計画では、市の区域内において列車の衝突などにより多数の死傷者を伴う大規模な災害(以下「鉄道災害」という。)時における早期の初動体制の確立、鉄道災害の拡大の防止や被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策について定める。

1 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、鉄道災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施する。

(1) 北海道運輸局

- ① 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成など災害応急体制を整備する。
- ② 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関等の連携などについて徹底を図り、体制の改善など必要な措置を講ずる。
- ③ 踏切事故を防止するため、鉄道事業者などとともに広報活動に努める。

(2) 鉄道事業者

- ① 踏切における自動車との衝突、置き石などによる列車の脱線など外部要因による事故を防止するため、事故防止に関する知識を広く一般に普及するよう努める。
- ② 鉄道災害の発生に際して迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、運行管理体制の充実に努める。
- ③ 自然災害等から鉄道の保全を図るため、気象の予警報や情報などの収集に努めるとともに施設などの点検を行い、異常を迅速に発見し、速やかな対応を図る。
- ④ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成など災害応急体制を整備する。
- ⑤ 災害発生直後における旅客の避難などのための体制の整備に努め、火災による被害の拡大を最小限にするため初期消火体制の整備に努める。
- ⑥ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携などについて徹底を図り、体制の改善など必要な措置を講ずる。
- ⑦ 災害の発生後、原因究明を行い、その成果を速やかに安全対策に反映させ、再発防止に努める。

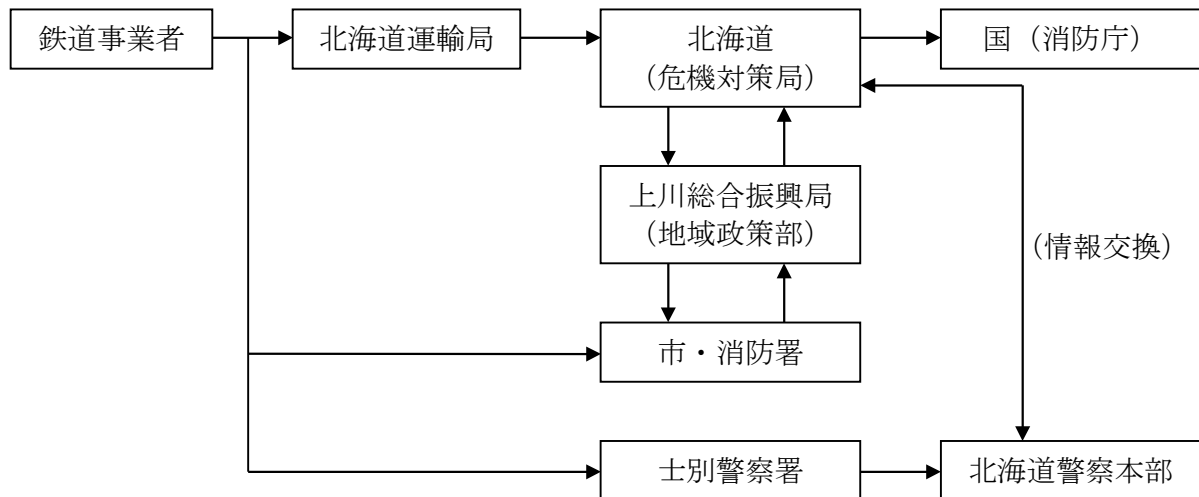
2 災害応急対策

(1) 情報通信

鉄道災害時の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

① 情報通信連絡系統

鉄道災害時の連絡系統は、次のとおりとする。



② 市及び関係機関の実施事項

- ・災害発生時に、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- ・災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ・相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整などを行う。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に行う広報は、第6章第3節「災害広報計画」(P72)の定めるところによるほか、次により実施する。

① 災害広報の実施機関

鉄道事業者、市(消防署)、北海道、北海道警察

② 災害広報の実施

・被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせなどに対応する体制を整え、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ・鉄道災害の状況
- ・旅客及び乗務員等の安否情報
- ・医療機関等の情報
- ・関係機関の災害応急対策に関する情報
- ・その他必要な事項

・旅客及び地域住民等への広報

報道機関を通じ、又は広報車の利用などの方法により、次の事項について広報を実施する。

- ・鉄道災害の状況
- ・旅客及び乗務員等の安否情報
- ・医療機関等の情報
- ・関係機関の災害応急対策に関する情報
- ・施設等の復旧状況
- ・避難の必要性など地域に与える影響
- ・その他必要な事項

(3) 応急活動体制

市長は、鉄道災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(4) 救助救出活動

救助救出活動については、第6章第6節「救助救出計画」(P83)の定めるところによる。

(5) 医療救護活動

医療救護活動については、第6章第16節「医療救護計画」(P92)の定めるところによる。

(6) 消防活動

① 士別消防署は、第3章第10節「消防計画」(P46)に基づき速やかに鉄道災害による火災の発生状況を把握し、迅速に消防活動を実施する。

② 士別消防署の職員は、鉄道災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

(7) 行方不明者の捜索及び死体の収容等

行方不明者の捜索及び死体の収容等については、第6章第23節「行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」(P101)の定めるところによる。

(8) 交通規制

士別警察署など各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第6章第8節「交通応急対策計画」(P84)の定めるところにより必要な交通規制を実施する。

(9) 危険物流出対策

鉄道災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、本章第4節「危険物等災害対策計画」(P152)の定めるところにより速やかに対処し、危険物による2次災害の防止に努める。

(10) 自衛隊派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害情報などから判断し、必要がある場合には、第6章第29節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」(P108)の定めるところにより、北海道知事(上川総合振興局長)に対して自衛隊の災害派遣要請を要求する。

(11) 広域応援

市長は、災害の規模により、単独では十分な災害対策を実施することができない場合は、第6章第30節「広域応援計画」(P110)の定めるところにより、北海道及び他の市町村などに対して応援を要請する。

3 災害復旧

鉄道事業者は、被災施設及び車両の迅速な復旧に努め、可能な限り復旧予定時期を明らかにするよう努める。

第3節 道路災害対策計画

この計画では、市の区域内において道路構造物の被災や高速自動車国道における車両の衝突等により大規模な救急救助活動や消火活動などが必要とされている災害（以下「道路災害」という。）時における早期の初動体制の確立、道路災害の拡大の防止や被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策について定める。

1 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施する。

(1) 道路管理者

- ① トンネルや橋梁など道路施設の点検体制を強化し、施設などの現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に道路利用者にもその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。
- ② 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図り、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努める。
- ③ 道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。
- ④ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成など災害応急体制を整備する。
- ⑤ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図り、必要に応じ体制の改善などの措置を講ずる。
- ⑥ 道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。
- ⑦ 道路利用者に対して道路災害時の対応などの防災知識の普及・啓発を図る。
- ⑧ 道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その成果を踏まえ、再発防止対策を実施する。

(2) 土別警察署

道路交通の安全のための情報の収集を図るものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合には、通行の禁止など必要な措置を行い、道路利用者にも周知するとともに、被災現場及び周辺地域などにおいて交通安全施設の点検を実施するなど必要な措置を講ずる。

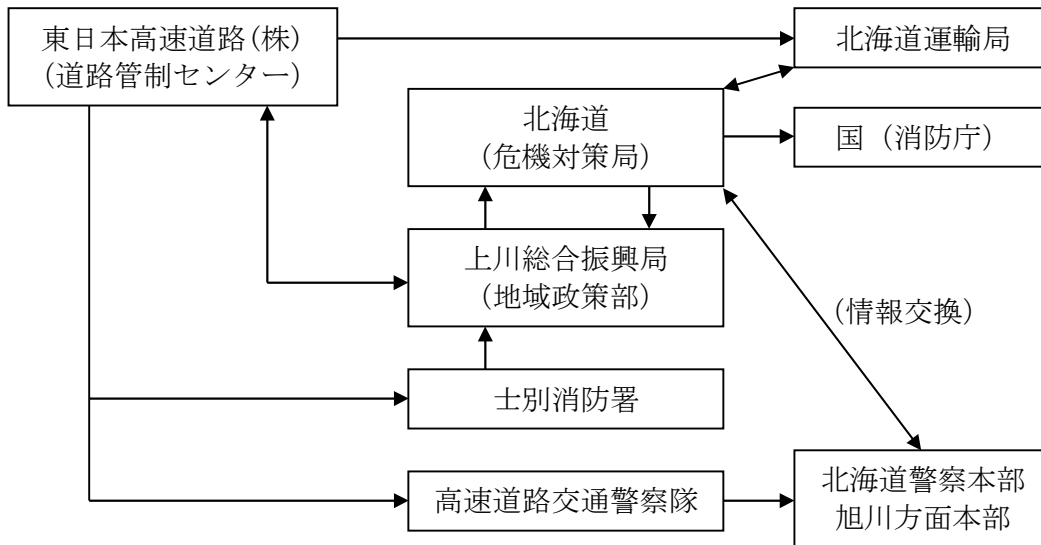
2 災害応急対策

(1) 情報通信

道路災害時の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

- ① 情報通信連絡系統
道路災害時の連絡系統は、次のとおりとする。

・高速自動車国道の場合



② 市及び関係機関の実施事項

- ・災害発生時に、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- ・災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ・相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に行う広報は、第6章第3節「災害広報計画」(P75)の定めるところによるほか、次により実施する。

① 災害広報の実施機関

道路管理者、市(消防署)、北海道、北海道警察

② 災害広報の実施

・被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせなどに対応する体制を整え、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ・道路災害の状況
- ・被災者の安否情報
- ・医療機関等の情報
- ・関係機関の災害応急対策に関する情報
- ・その他必要な事項

・道路利用者及び地域住民等への広報

報道機関を通じ、又は広報車の利用などの方法により、次の事項について広報を実施する。

- ・道路災害の状況
- ・被災者の安否情報
- ・医療機関等の情報
- ・関係機関の災害応急対策に関する情報
- ・施設等の復旧状況
- ・避難の必要性など地域に与える影響
- ・その他必要な事項

(3) 応急活動体制

市長は、道路災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(4) 救助救出活動

救助救出活動については、第6章第6節「救助救出計画」(P83)の定めるところによる。

(5) 医療救護活動

医療救護活動については、第6章第16節「医療救護計画」(P92)の定めるところによる。

(6) 消防活動

- ① 道路管理者は、道路災害による火災の発生に際しては、消防機関による迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力する。
- ② 土別消防署は、第3章第10節「消防計画」(P46)に基づき速やかに道路災害による火災の発生状況を把握し、迅速に消防活動を実施する。
- ③ 土別消防署の職員は、道路災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

(7) 行方不明者の捜索及び死体の収容

行方不明者の捜索及び死体の収容等については、第6章第23節「行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」(P101)の定めるところによる。

(8) 交通規制

道路災害時における交通規制については、第6章第8節「交通応急対策計画」(P84)の定めるところによるほか次により実施する。

- ① 北海道警察
道路災害発生地に通じる道路及び周辺道路などにおいて、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。
- ② 道路管理者
自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

(9) 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、本章第4節「危険物等災害対策計画」(P152)の定めるところにより速やかに対処し、危険物による2次災害の防止に努める。

(10) 自衛隊派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害情報などから判断し、必要がある場合には、第6章第29節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」(P108)の定めるところにより、北海道知事（上川総合振興局長）に対して自衛隊の災害派遣要請を要求する。

(11) 広域応援

市長は、災害の規模により、単独では十分な災害対策を講じることができない場合は、第6章第30節「広域応援計画」(P110)の定めるところにより、北海道及び他の市町村などに対して応援を要請する。

3 災害復旧

道路管理者は、次の事項に留意して迅速な道路施設の復旧に努める。

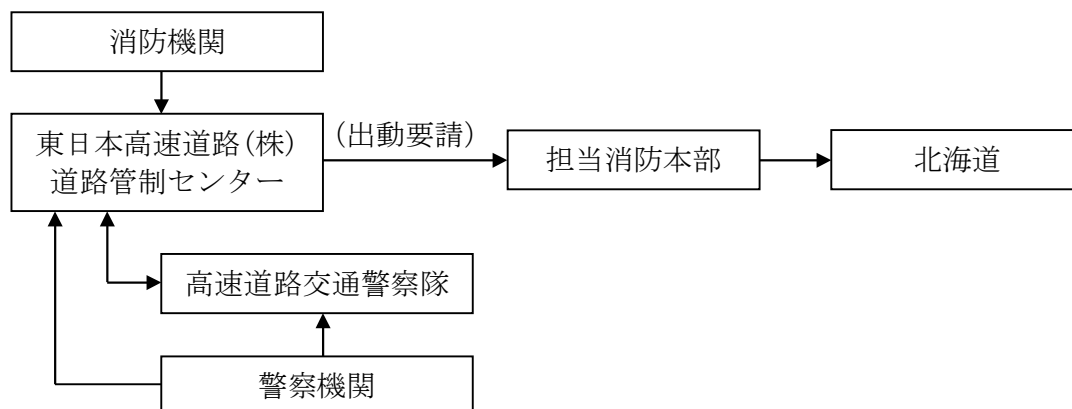
- ① 道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速かつ的確に行い、早期の道路交通の確保に努める。
- ② 関係機関と協力し、あらかじめ定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。
- ③ 類似の災害の再発防止のため、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。
- ④ 災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努める。

4 高速自動車国道事故等対策

高速自動車国道において、車両の衝突、炎上や積載物の爆発、炎上、転落などによって大規模な消火活動や救急救助活動等が必要とされる事故などが発生した場合の関係機関の応急対策は、次によるものとする。

(1) 事故発生通報

事故などの発生通報は、次の系統により速やかに行う。



(注) 1 東日本高速道路(株)から消防本部への通報(出動要請)は、原則上下線方式による。
 2 消防機関の相互応援要請に関する通報連絡は、「北海道広域消防相互応援協定」による。

(2) 事故等対策現地本部の設置等

① 事故等対策現地本部の設置

- ・消火活動、救急・救助活動及び事故等の拡大防止などを迅速かつ円滑に実施するため、事故発生現場に「事故等対策現地本部」を設置する。
- ・「事故等対策現地本部」の構成は、管轄消防機関、高速道路交通警察隊及び東日本高速道路(株)の3機関とし、事故等の規模に応じ必要な関係機関の参入を要請することができる。

② 事故等対策現地本部の業務

- ・「事故等対策現地本部」は、事故等の対策を実施するための確に現場の状況把握を行い、関係機関の諸活動の相互調整を行う。
- ・その他必要な事項については、「事故等対策現地本部」において決定する。
- ・関係機関

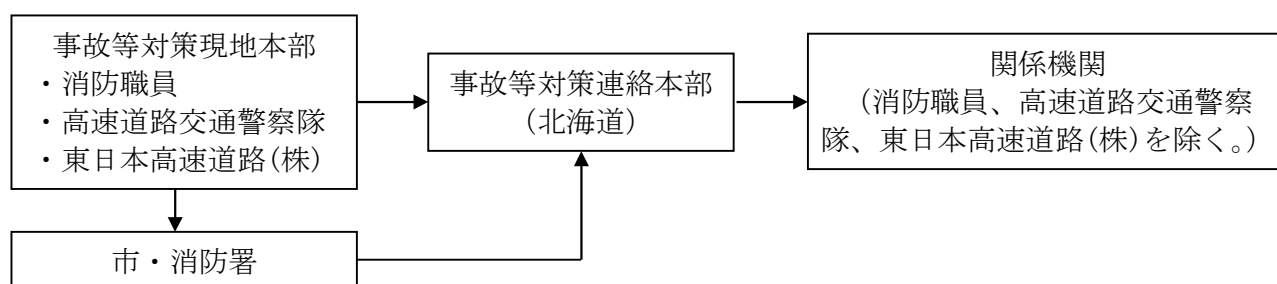
陸上自衛隊北部方面総監部、北海道警察、北海道市長会、北海道町村会、全国消防長会北海道支部、日本赤十字社北海道支部、東日本高速道路(株)北海道支社、北海道医師会、北海道

(3) 事故等対策連絡本部の設置等

北海道は、「事故等対策現地本部」の要請に基づき事故等の対策を行う「事故等対策連絡本部」を設置する。

(4) 事故等の対策通報

事故等の対策通報は、次の系統により速やかに行う。



第4節 危険物等災害対策計画

この計画では、市の区域内において危険物等(危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質)の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生するなどの災害時における早期の初動体制の確立、災害の拡大の防止や被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策について定める。

1 危険物の定義

(1) 危険物

消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定されるもの

〔例〕 石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など

(2) 火薬類

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条に規定されるもの

〔例〕 火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）など

(3) 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に規定されるもの

〔例〕 液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニアなど

(4) 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定されるもの

〔例〕 毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など

(5) 放射性物質

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）等によりそれぞれ規定されるもの

〔例〕 放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質

2 災害予防

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱いなどを行う事業者（以下「事業者」という。）及び関係機関がとるべき予防対策は、次のとおりとする。

(1) 危険物等災害予防

① 事業者

- ・ 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任などによる自主保安体制の確立を図る。
- ・ 危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努めるものとする。
- ・ 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生防止のための応急措置を講じ、土別消防署及び土別警察署に通報する。

② 土別消防署

- ・ 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。
- ・ 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任などについて指導する。

③ 土別警察署

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制など実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図る。

(2) 火薬類災害予防

① 事業者

- ・ 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任などによる自主保安体制の確立を図る。
- ・ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講じ、火薬類について災害が発生したときは、直ちに土別警察署に届け出るとともに、北海道に報告する。

② 土別警察署

- ・火薬類取締法の施行に必要な限度において立入検査を実施するなど、その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図る。また、必要と認められるときは、北海道、北海道産業保安監督部に対して、必要な措置をとるよう要請する。
- ・火薬類運搬の届出があった場合において、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要があるときは、運搬日時、経路、方法、火薬類の性状、積載方法について必要な指示をするなど、運搬による災害発生防止を図る。
- ・火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したとき、災害が発生したとの届出があったときは、速やかに北海道知事に通報する。

③ 士別消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設などの保守管理、防火管理者などによる自主保安体制の確立など適切な指導を行う。

(3) 高圧ガス災害予防

① 事業者

- ・高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図る。
- ・高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講じ、高圧ガスについて災害が発生したときは、北海道知事又は士別警察署に届け出る。

② 士別警察署

- ・人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため特に必要があるときは、立入検査を実施するなどその実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図る。
- ・高圧ガスの製造施設等が危険な状態となったとき、又は災害が発生したとの届出があったときは、速やかに北海道知事に通報する。

③ 士別消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立など適切な指導を行う。

(4) 毒物・劇物災害予防

① 事業者

- ・毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任などによる自主保安体制の確立を図る。
- ・毒劇物が飛散するなどにより不特定または多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を名寄保健所、士別警察署又は士別消防署に届け出るとともに、必要な応急の措置を講ずる。

② 士別警察署

必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制など事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図る。

③ 士別消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備などの保守管理、防火管理者などによる自主保安体制の確立など適切な指導を行う。

(5) 放射性物質災害予防

① 事業者

- ・放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任などによる自主保安体制の確立を図る。
- ・放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学大臣、士別消防署など関係機関へ通報する。

② 士別消防署

火災防止の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備などの保守管理、防火管理者などによる自主保安体制の確立など適切な指導を行う。

③ 士別警察署

- ・放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に必要な限度で立入検査を実施するなど、その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図る。
- ・放射性同位元素又は放射性同位元素により汚染されたものを運搬する届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全確保のため必要があるときは、運搬日時、経路などについて必要な指示をするなどの方法により運搬による災害発生防止を図る。

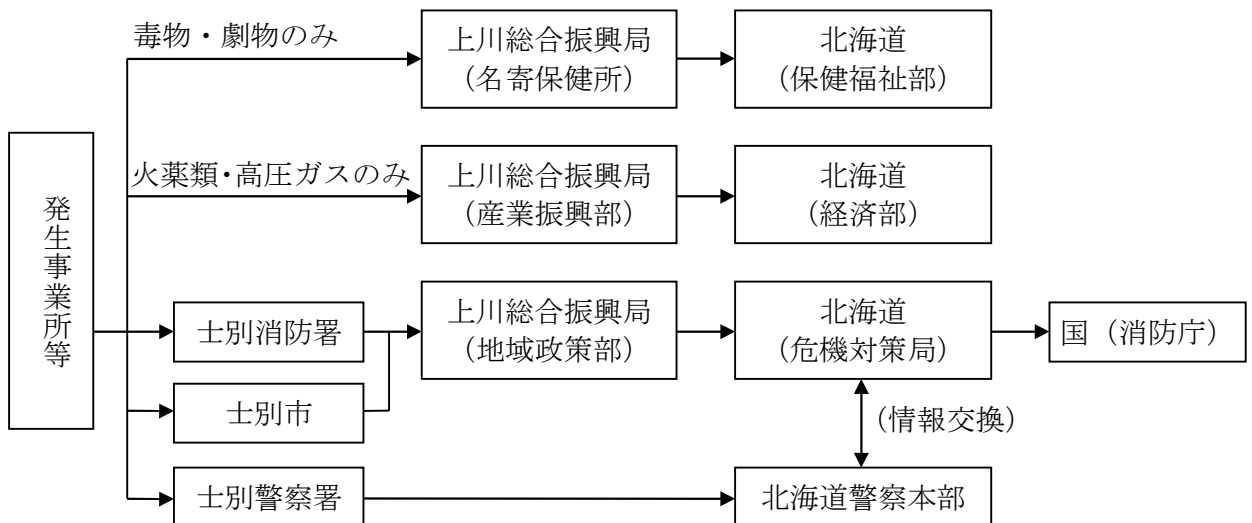
3 災害応急対策

(1) 情報通信

危険物等災害時の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

① 情報通信連絡系統

情報通信の連絡系統は、次のとおりとする。



② 市及び関係機関の実施事項

- ・災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- ・災害情報の収集に努め、把握した情報を迅速に他の関係機関に連絡する。
- ・相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整などを行う。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民などに対して行う広報は、第6章第3節「災害広報計画」(P71)の定めるところによるほか、次により実施する。

① 災害広報の実施機関

市、事業者及び消防法、高圧ガス保安法、劇物及び毒物取締法、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく危険物等取扱規制担当機関

② 災害広報の実施

・被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせなどに対応する体制を整え、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ・災害の状況
- ・被災者の安否情報
- ・危険物等の種類、性状など人体や環境に与える影響
- ・医療機関等の情報
- ・関係機関が実施する応急対策の概要
- ・その他必要な事項
- ・地域住民等への広報

報道機関を通じ、又は広報車の利用などの方法により、次の事項について広報を実施する。

 - ・災害の状況

- ・被災者の安否情報
- ・危険物等の種類、性状など人体や環境に与える影響
- ・医療機関等の情報
- ・関係機関が実施する応急対策の概要
- ・避難の必要性など地域に与える影響
- ・その他必要な事項

(3) 応急活動体制

市長は、危険物等災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(4) 災害の拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性、引火性、有毒性などの危険物等の性状を十分に把握し、次により実施する。

① 事業者

的確な応急点検及び応急措置などを講ずる。

② 危険物等の取扱規制担当機関

危険物の流出、拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講ずる。

(5) 消防活動

危険物等災害時における消防活動は、次により実施する。

① 事業者

消防機関の現場到着までの間に、自衛消防組織などによりその延焼拡大を最小限度に抑えるなど消防活動に努める。

② 土別消防署

・第3章第10節「消防計画」(P46)に基づき速やかに危険物等災害による火災の発生状況を把握し、消防活動を迅速に実施する。特に事業者との緊密な連携を図り、化学消防車、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器などを活用し、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施する。

・土別消防署の職員は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

(6) 避難措置

市長は、人命の安全を確保するため、第6章第5節「避難対策計画」(P78)の定めるところにより、爆発性、引火性、有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施する。

(7) 救助救出及び医療救護活動等

被災者の救助救出及び医療救護活動、行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等の実施については、第6章第6節「救助救出計画」(P83)、第6章第16節「医療救護計画」(P92)、第6章第23節「行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」(P101)の定めるところによる。

(8) 交通規制

土別警察署など各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第6章第8節「交通応急対策計画」(P84)の定めるところにより必要な交通規制を実施する。

(9) 自衛隊派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害情報などから判断し、必要がある場合には、第6章第29節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」(P108)の定めるところにより、北海道知事（上川総合振興局長）に対して自衛隊の災害派遣要請を要求する。

(10) 広域応援

市長は、災害の規模により、単独では十分な災害対策を実施することができない場合は、第6章第30節「広域応援計画」(P110)の定めるところにより、北海道及び他の市町村などに対して応援を要請する。

第5節 大規模な火事災害対策計画

この計画では、死傷者が多数発生するなど大規模な火事災害時における早期の初動体制の確立、災害の拡大の防止や被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策について定める。

1 災害予防

市及び土別消防署は、大規模な火事災害の発生を未然に防止するため、相互に協力して次に掲げる予防対策を実施する。

(1) 大規模な火事災害に強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連続的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定などにより大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。また、高層建築物におけるヘリコプターの屋上緊急発着場などの設置促進に努める。

(2) 火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握し、被害想定を作成するよう努める。

(3) 予防査察の実施

多数の人が出入りする高層建築物、ホテル、デパート、病院、事業所等の防火対象物に対して消防法に基づく消防用設備などの整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

(4) 防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施などについて指導する。

(5) 防火思想の普及

全道火災予防運動、防災週間などを通じて、各種広報活動を行い、住民の防火思想の普及、高揚を図るとともに、高齢者宅の防火訪問を実施するなど災害時要配慮者対策に十分配慮する。

(6) 自主防災組織の育成強化

自主防災組織、女性防火クラブなどの民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練など自主的・火災予防運動の実践を推進する。

(7) 消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能などに備えて、防火水槽の配備、河川水の活用などの方法により、消防水利の多様化及び確保に努める。

(8) 消防体制の整備

消防職員や団員の非常招集方法、消火部隊の編成や運用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段などについて十分に検討を行い、大規模な火事災害の対応力を高める。

(9) 防災訓練の実施

関係機関、地域住民などと相互に連携して実践的な消火救助や救急などの訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携などについて徹底を図るとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じた体制などの改善を行う。

(10) 火災警報

市長は、北海道知事（上川総合振興局長）から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災警報発令条件（実効湿度が67%以下かつ最小湿度35%以下かつ最大風速8m/s以上となる見込みのとき。）となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法第22条に基づく火災警報を発令する。

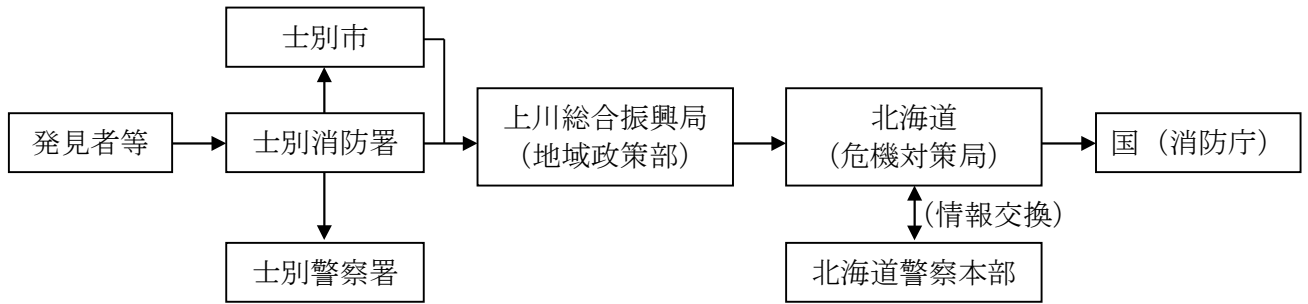
2 災害応急対策

(1) 情報通信

大規模な火事災害時の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

① 情報通信連絡系統

大規模な火事災害時の連絡系統は、次のとおりとする。



② 市及び関係機関の実施事項

- ・災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- ・災害情報の収集に努め、把握した情報を迅速に他の関係機関に連絡する。
- ・相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整などを行う。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民などに対して行う広報は、第6章第3節「災害広報計画」(P75)の定めるところによるほか、次により実施する。

① 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせなどに対応する体制を整え、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ・災害の状況
- ・被災者の安否情報
- ・医療機関等の情報
- ・関係機関が実施する応急対策の概要
- ・その他必要な事項

② 地域住民等への広報

報道機関を通じ、又は広報車の利用などの方法により、次の事項について広報を実施する。

- ・災害の状況
- ・被災者の安否情報
- ・医療機関等の情報
- ・関係機関が実施する応急対策の概要
- ・避難の必要性など地域に与える影響
- ・その他必要な事項

(3) 応急活動体制

市長は、大規模な火事災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(4) 消防活動

士別消防署は、第3章第10節「消防計画」(P46)の定めるところによるほか、次により消防活動を行う。

- ① 現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。
- ② 避難場所、避難通路を確保し、重要かつ危険度の高い箇所、地域を優先しながら活動を実施する。
- ③ 消火、飛火警戒等においては、近隣住民、自主防災組織などの協力を得て、効果的な活動を実施する。

(5) 避難措置

人命の安全を確保するため必要に応じて実施する避難措置は、第6章第5節「避難対策計画」(P78)の定めるところによる。

(6) 救助救出及び医療救護活動等

被災者の救助救出及び医療救護活動、行方不明者の搜索、死体の収容、埋葬等の実施については、第6章第6節「救助救出計画」(P83)、第6章第16節「医療救護計画」(P92)、第6章第23節「行方不明者の搜索及び死体の収容処理埋葬計画」(P101)の定めるところによる。

(7) 交通規制

災害の拡大防止及び交通の確保のため必要に応じて実施する交通規制は、第6章第8節「交通応急対策計画」(P84)の定めるところによる。

(8) 自衛隊派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害情報などから判断し、必要がある場合には、第6章第29節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」(P108)の定めるところにより北海道知事(上川総合振興局長)に対して自衛隊の災害派遣要請を要求する。

(9) 広域応援

市及び士別地方消防事務組合は、災害の規模により、単独では十分な災害対策を実施することができない場合は、第6章第30節「広域応援計画」(P110)の定めるところにより、北海道、他の市町村及び他の消防機関等に対して応援を要請する。

3 災害復旧

大規模な火災災害により地域の壊滅又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、市は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向などを勘案し、関係機関との密接な連携のもと、第9章「災害復旧計画」(P165)の定めるところにより、迅速かつ円滑な復旧を進める。

第6節 林野火災対策計画

この計画では、広範囲にわたる林野の消失などの災害時における早期の初動体制の確立、災害の拡大の防止や被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策について定める。

1 災害予防

(1) 予防対策

林野火災発生原因のほとんどが人為的なものであることを踏まえ、市及び関係機関は、次のとおり対策を講ずる。

① 市の実施事項

・一般入林者対策

登山、ハイキング、山菜採取、魚釣りなどの入林者への対策として次の事項を実施する。

- ・たばこ、たき火の不始末による出火の危険性について、報道媒体、標語、ポスター、広報車、看板・標識、ホームページなどを活用し、関係機関の協力を得ながら広く周知する。
- ・入林の承認申請や届出などについて指導する。
- ・火災警報発令又は気象条件が急変した際は、必要に応じて入林の制限を実施する。
- ・観光関係者による予防意識の啓発を図る。

・火入れ対策

林野火災危険期間(概ね3月から6月までをいう。以下「危険期間」という。)中の火入れは極力避けるようにし、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。

- ・森林法(昭和26年法律第249号)及び士別市火入れに関する規則(平成17年士別市規則第141号)の規定に基づく市長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を遵守させる。
 - ・火災警報発令又は気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。
 - ・火入れ跡地の完全消化を図り、責任者に確認させる。
 - ・火入れ(造林のための地ごしらえ、害虫駆除など)に該当しないたき火などの焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する
- ・消火資機材等の整備

林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検を行う。また、ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、ヘリコプター離発着の適地をあらかじめ選定する。

② 森林所有者の実施事項

森林所有者は、自己の所有林野における失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努める。

- ・ 入林者に対する防火啓発
- ・ 巡視
- ・ 無断入林者に対する指導
- ・ 火入れに対する安全対策

③ 林内事業者

林内において森林施業、鉱山、道路整備等の事業を行う者は、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、森林所有者と協議し、特に次の事項について留意のうえ、適切な予防対策を講ずる。

- ・ 火気責任者の選任、事業区域内の巡視員の配置
- ・ 火気責任者の指定する喫煙所等の設置、標識及び消火設備の完備
- ・ 林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

④ 北海道旅客鉄道株式会社及びバス等運送業者

北海道旅客鉄道株式会社及びバス等運送業者は、危険期間中、乗客、乗員のたばこの投げ捨てなどによる林野火災の発生を防止するために、乗客に対する注意喚起、車両通行中に林野火災を発見した場合の連絡系統及び周知方法の確立等により路線火災の防止に努め、次の事項について協力する。

- ・ 路線の巡視
- ・ ポスター掲示などによる広報活動
- ・ 林野火災の巡視における用地の通行
- ・ 緊急時における専用電話の利用

(2) 士別市林野火災予消防対策協議会

林野火災の予消防対策の推進は、市をはじめ関係機関、団体により組織する士別市林野火災予消防対策協議会が行う。士別市林野火災予消防対策協議会の構成機関及び団体は、次のとおりである。

士別市、上川北部森林管理署、上川総合振興局北部森林室、士別地方消防事務組合士別消防署、士別警察署、朝日地区林産協同組合、士別地区森林組合、士別市森林愛護組合連合会

(3) 気象情報

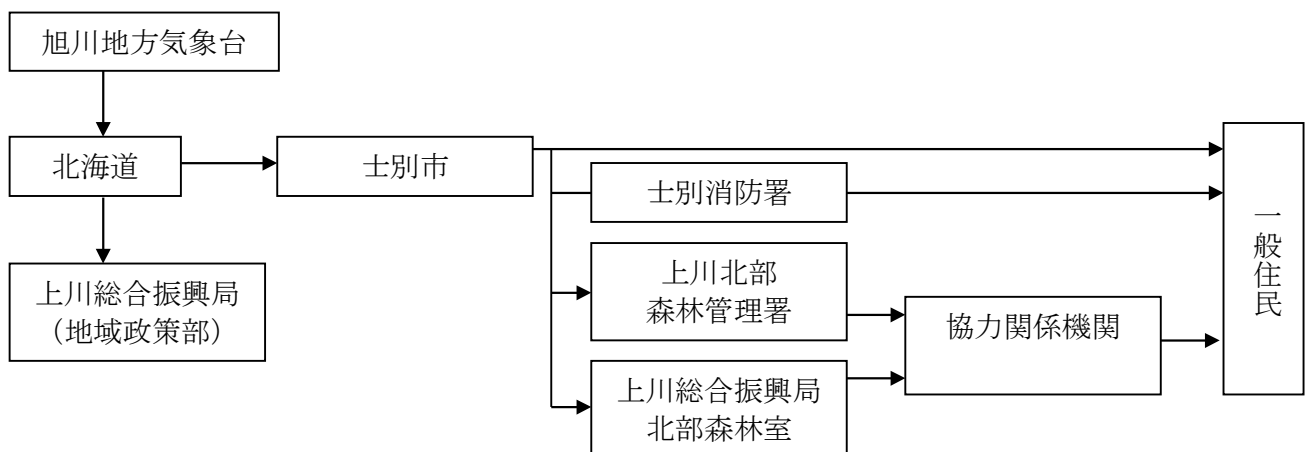
林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、関係機関は、次により警報、注意報並びに情報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期する。

① 林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として旭川地方気象台が発表及び終了の通報を行う。なお、火災気象通報の通報基準は、第2章第4節「気象業務に関する計画」(P28)に関する申し合わせによる。

② 伝達系統

林野火災気象通報の伝達系統は、次のとおりとする。



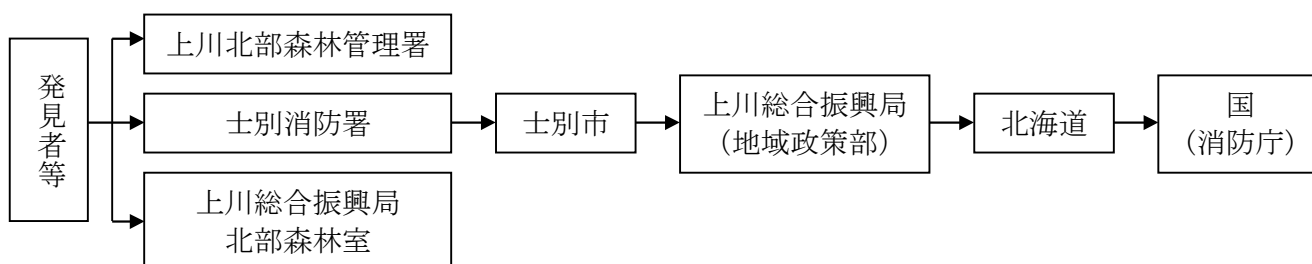
- ・市は、林野火災気象通報の通報を受けたとき、又は気象の状況により林野火災発生危険性があると認めるときは、本章第5節「大規模な火事災害対策計画」(P158)の定めるところにより火災警報を発令する。
- ・通報を受けた協力関係機関は、速やかに適切な措置を講ずる。

2 応急対策

(1) 情報通信

① 情報通信連絡系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害時の連絡系統は、次のとおりとする。



② 市及び関係機関の実施事項

- ・災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- ・災害情報の収集に努め、把握した情報を迅速に他の関係機関に連絡する。
- ・相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整などを行う。
- ・速やかに林野火災被害状況調書を提出する。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民などに対して行う広報は、第6章第3節「災害広報計画」(P75)の定めるところによるほか、次により実施する。

① 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせなどに対応する体制を整え、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ・災害の状況
- ・被災者の安否情報
- ・医療機関等の情報
- ・関係機関が実施する応急対策の概要
- ・その他必要な事項

② 地域住民等への広報

報道機関を通じ、又は広報車の利用などの方法により、次の事項について広報を実施する。

- ・災害の状況
- ・被災者の安否情報
- ・医療機関等の情報
- ・関係機関が実施する応急対策の概要
- ・避難の必要性など地域に与える影響
- ・その他必要な事項

(3) 応急活動体制

市長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(4) 消防活動

士別消防署は、第3章第10節「消防計画」(P46)の定めるところによるほか、次により消防活動を行う。

- #### ① 林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、森林愛護組合の出動協力などの方法により、効果的な地上消火を行う。

② 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合などには、第6章第28節「ヘリコプター要請・活用計画」(P104)に基づくヘリコプターの要請などにより空中消火を実施する。

(5) 避難措置

人命の安全を確保するため必要に応じて実施する避難措置は、第6章第5節「避難対策計画」(P78)の定めるところによる。

(6) 交通規制

災害の拡大防止及び交通の確保のため必要に応じて実施する交通規制は、第6章第8節「交通応急対策計画」(P84)の定めるところによる。

(7) 自衛隊派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害情報などから判断し、必要がある場合には、第6章第29節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」(P108)の定めるところにより北海道知事（上川総合振興局長）に対して自衛隊の災害派遣要請を要求する。

(8) 広域応援

市及び士別地方消防事務組合は、災害の規模により、単独では十分な災害対策を実施することができない場合は、第6章第30節「広域応援計画」(P110)の定めるところにより、北海道、他の市町村及び他の消防機関等に対して応援を要請する。